

1 新制度の概要について

【子ども・子育て新制度の概要】

新制度は、消費税率の引上げによる財源を活用して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするもので、平成27年4月1日の制度開始を予定している。主なポイントは下記のとおり。

1 【施設型給付の創設】

- 次の施設が新制度に基づく金銭給付(施設型給付)の対象
- 保護者は、利用するサービスの量と世帯の所得の状況に応じた負担

	現行	新制度
保育所	委託費の支払(保護者は応能負担)	
幼稚園	私学助成(原則として保護者は応益負担)	施設型給付費の支払(保護者は応能負担)
認定こども園	幼保連携型・保育所型の保育所部分のみ委託費の支払(保育所以外を利用する保護者は応益負担)	4類型すべてを施設型給付費の対象(すべての保護者が応能負担)

2 【地域型保育給付の創設】

- 3歳未満児を利用対象とする下記の4事業が新たに児童福祉法に基づく認可事業として位置付け
- 下記4事業は、新制度に基づく金銭給付(地域型保育給付)の対象となり、保護者は利用するサービスの量と世帯の所得の状況に応じた負担

小規模保育  
(6人~19人)

家庭的保育  
(5人以下)

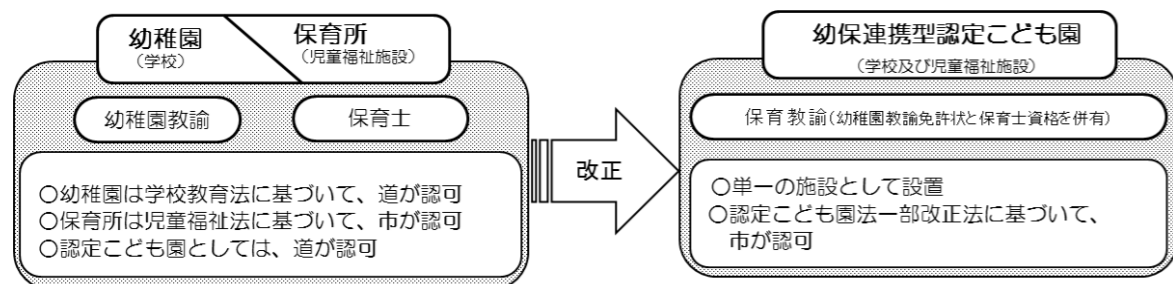
居宅訪問型保育  
(ベビーシッター、1対1)

事業所内保育

3 【地域子ども・子育て支援事業の実施】

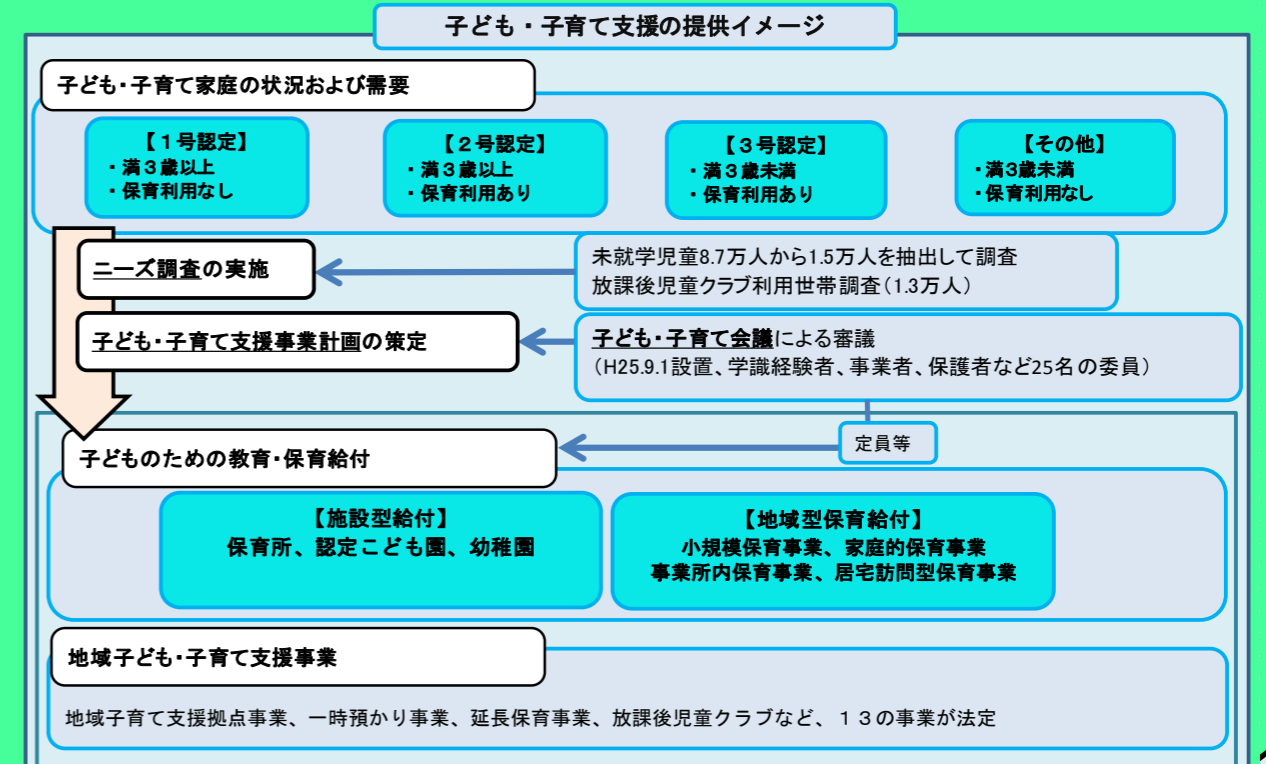
- 次の13事業が法定
  - 13事業のうち、地域におけるニーズがあるものについて原則として実施義務あり。  
ただし、地域の実情に応じて行わないことも可能
- 利用者支援(新規事業・詳細不明)
  - 地域子育て支援拠点事業
  - 妊婦健診
  - 乳児家庭全戸訪問事業
  - 養育支援訪問事業
  - 子育て短期支援事業
  - ファミリーサポートセンター事業
  - 一時預かり事業
  - 延長保育事業
  - 病児・病後児保育事業
  - 放課後児童クラブ
  - 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業・詳細不明)
  - 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業(新規・詳細不明)

4 【幼保連携型認定こども園の制度改善】

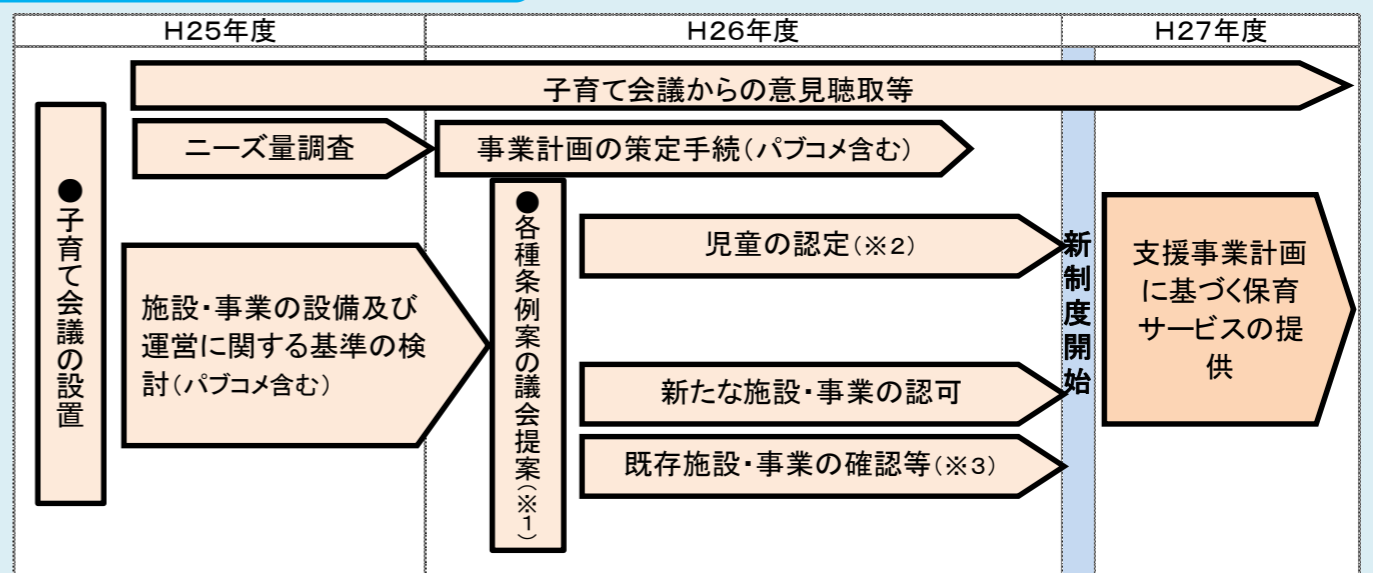


5 【施設・事業のニーズを踏まえた整備等の推進の義務付け】

- 左記1~3の施設・事業についてニーズ量を調査した上で、地域版子ども・子育て会議における審議等を経て子ども・子育て支援事業計画を策定し、同計画に基づき施設・事業の整備等を進めることが義務付け
- 新制度の開始後は、保育に欠ける児童のみでなく、すべての児童及びその保護者の様々なニーズに応えるための環境整備を実施



2 スケジュールについて



※1 (仮称)札幌市子ども・子育て支援法施行条例案(新規)、札幌市児童福祉法施行条例の一部改正条例案等を想定  
 ※2 給付を受けようとする児童は、保護者の就労状況等に応じて1号・2号・3号の認定を市町村から受ける必要あり  
 ※3 各種の給付の対象となる施設・事業については、「確認」を受けることが必要  
 施設は、利用者から徴収する費用が原則として市町村が定めた額に制限されるとともに、応諾義務が発生。